（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十六条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中

第四三級	一、二一〇、〇〇〇円

を

第四三級	一、二一〇、〇〇〇円
第四四級	一、二七〇、〇〇〇円
第四五級	一、三三〇、〇〇〇円
第四六級	一、三九〇、〇〇〇円

に改める。

一、一七五、〇〇〇円以上	一、
一、二三五、〇〇〇円以上	一、
一、二九五、〇〇〇円以上	一、
一、三五五、〇〇〇円以上	

二三五、〇〇〇円未満	
二九五、〇〇〇円未満	
三五五、〇〇〇円未満	

第四十一条第二項中「五百四十万円」を「五百七十三万円」に改める。

第五十四条第二項第四号中「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養（以下「患者申出療養」という。）

第五十五条の五第一項及び第五十七条第三項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

第五十九条第三項第二号中「第六十六条第三項ただし書及び第六十七条第二項ただし書」を「第六十六条第五項ただし書及び第六十七条第三項ただし書」に改める。

第六十六条第一項中「以下この条」を「第五項、次条第一項及び第三項並びに第六十八条」に改め、「、傷病手当金として」を削り、「一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」を「、傷病手当金」に改め、同条中第十二項を第十四項とし、第十一項を削り、第十項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　傷病手当金は、次条の規定により出産手当金を支給する場合（第六項又は第七項に該当するときを除く。）には、その期間内は、支給しない。ただし、報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額が、第二項の規定により算定される額より少ないときは、同項の規定により算定される額から当該出産手当金の額を控除した額を支給する。

第六十六条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「において支給を受けるべき傷病手当金の」を「に傷病手当金の支給を受けるとする場合の第二項の規定により算定される」に改め、同項ただし書中「ときは、当該合計額から当該障害手当金の額を控除した」を「場合において、報酬の全部若しくは一部又は出産手当金の支給を受けることができるときその他の政令で定めるときは、当該合計額から当該障害手当金の額を控除した額その他の政令で定める」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項ただし書中「が、当該障害厚生年金の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の」を「（以下この項において「障害年金の額」という。）が、第二項の規定により算定される」に、「傷病手当金の額から当該財務省令で定めるところにより算定した」を「額から次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　障害年金の額

二　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　出産手当金の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

三　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　当該受けることができる報酬の全部又は一部の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

四　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）と障害年金の額のいずれか多い額

第六十六条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第六十九条」を「第六十九条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬の月額（組合員が現に属する組合により定められたものに限る。以下この項において同じ。）の平均額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬の月額が定められている月が十二月に満たない場合にあつては、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。

一　傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬の月額の平均額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

二　傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の同月の標準報酬の月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）

3　前項に規定するもののほか、傷病手当金の額の算定に関して必要な事項は、財務省令で定める。

第六十七条第一項中「、出産手当金として」を削り、「一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）」を「、出産手当金」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前条第二項及び第三項の規定は、出産手当金の額の算定について準用する。

第六十九条中「、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金」を削り、「場合」の下に「（第六十六条第六項、第七項又は第十三項に該当するときを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。